

# 白老町から移住者の皆さんへ

## 家賃サポート事業のお知らせ

### 補助対象者

- ・若年世帯(世帯主が40歳未満の方)  
若しくは子育て世帯(15歳以下の子を扶養し同居している方)
- ・町外から町内民間賃貸住宅に転入された方  
(町営住宅、社宅、寮、官舎除く)
- ・白老町に転入する前に町外に1年以上住んでいた方
- ・転入後、町内に2年以上居住する意思を有する方
- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日白老町へ転入した方
- ・他の公的制度による住宅扶助を受けていないこと
- ・世帯全員が移住者であること
- ・世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ・世帯全員に生活保護を受けている人がいないこと
- ・世帯全員に公務員がないこと
- ・世帯全員に暴力団員がないこと



### 補助金額

基本補助金：（月額家賃－住宅手当）×1／2(最長24カ月)

- ・若年世帯：上限1万円 最大24万円
- ・子育て世帯：上限1.5万円 最大36万円

※case1

若年世帯で申請、家賃5万円、住宅手当2万円の場合

$(50,000円 - 20,000) \times 1/2 = 15,000円$ となります。

上限1万円を超えているので、 $10,000円 \times 24\text{カ月} = 24\text{万円}$ の補助が受けられます。

※case2

子育て世帯で申請、家賃6.5万円、住宅手当4万円の場合

$(65,000円 - 40,000) \times 1/2 = 12,500円$ となります。

上限1.5万円を超えていないので、 $12,500円 \times 24\text{カ月} = 30\text{万円}$ の補助が受けられます。

## 申請に必要な書類

★交付申請書 ★定住誓約書

★住宅手当支給証明書 住民票(謄本)

賃貸借契約書の写し 戸籍の附票

白老町役場HP



★は白老町HPからでもダウンロードできます。

住民票は白老町役場町民課で取得できます。

戸籍の附票は本籍地のある自治体で取得できます。

本籍地を白老町に移した方は、前の自治体で戸籍の徐票を取得してください。

## 申請から交付までの流れ

- ①交付申請書、必要書類を白老町役場に提出
- ②申請内容を審査し、交付・不交付を決定
- ③交付決定した場合、交付決定通知を白老町役場から送付
- ④9月と3月に補助交付請求書を白老町役場から送付
- ⑤補助金交付請求書の提出

※交付請求と日々の家賃の支払いがわかるものを白老町役場に提出

- ⑥請求内容を確認し、補助金交付

※1期(4月～9月分)を9月中、2期(10月～3月分)を3月中に2回に分けて支給

- ⑦補助金受取

※次年度以降も継続して交付希望の方は、再度交付申請書の提出が必要



## お問合せ先 ご不明な点は下記担当までお気軽にお問わせください。

白老町役場 政策推進課 移住・定住担当まで

〒059-0995 白老町大町1丁目1番1号

電話：0144-82-8213(直通) FAX：0144-82-4391

Eメール：iju@town.shiraoi.hokkaido.jp

白老町移住ポータル

